

# (株)扇島パワー 扇島パワーステーション環境影響評価 準備書に対する勧告について

平成18年10月25日  
経済産業省  
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、扇島パワーステーション環境影響評価準備書について、株式会社扇島パワーに対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

## 1. 計画概要

- ・所在地：神奈川県横浜市鶴見区扇島1番5、2番1、2番5及び4番1
- ・原動力の種類：ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)
- ・出力：122.13万kW

## 2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成16年 1月22日
住民等意見の概要受理	平成16年 3月24日
知事意見受理	平成16年 6月21日(神奈川県) 平成16年 5月26日(東京都)
経済産業大臣勧告	平成16年 7月13日
環境影響評価準備書受理	平成18年 2月 2日
住民等意見の概要受理	平成18年 4月19日
知事意見受理	平成18年 8月 4日(神奈川県) 平成18年 7月31日(東京都)
環境大臣意見受理	平成18年10月16日

問合せ先：電力安全課 吉田、金子  
電話03-3501-1742(直通)  
03-3501-1511(代表)  
4921(内線)

## 【扇島パワーステーション環境影響評価準備書に対する勧告内容】

## 1. 温室効果ガス

本事業は、燃料として他の化石燃料と比べて二酸化炭素排出原単位の小さい天然ガスを使用するとともに、火力発電所としては現時点における最高レベルの発電効率を有する設備を採用するとしているが、大規模発電所であることから、低負荷運転を避けること等により発電効率を高く維持し、単位発電量当たりの二酸化炭素排出量をより一層低減すること。また、その旨を評価書に記載すること。

## 2. 窒素酸化物

対象事業実施区域周辺は、二酸化窒素に係る環境基準が達成されていない地点があり、「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物に係る総量規制地域及び「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく対策地域に指定され、これまで大気環境改善に向けた各種対策が長期にわたり集中的に講じられてきた地域であることから、このような地域において行われる本事業については、窒素酸化物による大気環境への影響をできる限り低減する必要がある。

このため、本事業は、発電設備に低NOx燃焼器を採用するとともに排ガスを排煙脱硝装置で処理することにより、窒素酸化物の排出濃度をガスタービンとしては国内最低レベルに抑えるとしているが、施設の維持・運用に当たってこの排出濃度を確保するため、発電設備及び排煙脱硝装置について、適正な運転管理に加え、維持管理を徹底すること。また、その旨を評価書に記載すること。